

広島県告示第九百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十二年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区安佐町大字小河内字三根郷二五一一から二五一四まで、二五二〇、字下本郷二八三四の一、二八三四の二、二八三五、二八三六、字本郷二八六〇、二八七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三根郷二五一四・二五二〇・字下本郷二八三六・字本郷二八六〇・二八七七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)